

懲戒処分の公表

三木市教育委員会は、平成 31 年 2 月 14 日付けで地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分を行いました。

1 事案の概要

処分対象者は、平成 30 年 11 月 11 日午前 1 時 56 分頃、三田市けやき台 4 丁目の交差点付近において居眠りしたまま停車していたところを警察に通報され、三田警察署において検挙された。

その後、取り調べを受け、酒気帯び（呼気 1 リットルにつき 0.21 ミリグラムのアルコールを身体に保有する状態）であることが確認された。

2 処分対象者及び処分内容

このたびの事案は、酒気帯び運転事案であり、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当するものとして、次のとおり懲戒処分を行う。

役職名	年齢	処分の内容
教育振興部 教育・保育課 係長	48 歳	停職 1 か月

3 今後の対応

飲酒運転の防止については、機会あるごとに職員に注意喚起し、その防止に努めてきたところですが、このたびの事案を重く受け止め、二度とこのような事案が発生することのないよう、職員に交通法規の遵守を周知徹底するとともに、職員の倫理意識の向上を図ってまいります。

問い合わせ先 電話 0794-82-2000 教育総務部長 石田（内線 115）

又は、教育総務課長 五百蔵（内線 3510）